

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第4号 大槌町公文書管理条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第4号大槌町公文書管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第4号大槌町公文書管理条例の制定について説明をいたします。

議案をめぐっていただきまして、管理条例をごらん願います。

当該条例は全11条及び附則の規定からなる条例となっております。

第1条は当該条例の目的、第2条が実施期間及び公文書の定義、第3条は法令等との関係、第4条が文書の作成、第5条は公文書の整理等、第6条が公文書の保存、第7条は公文書目録の作成及び公表、第8条が保存期間が満了した公文書の取り扱い、第9条は町長の調整、第10条が職員への研修、第11条は町長への委任規定となっております。

附則として、施行期日及び経過措置を規定しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 何点か質問させていただきます。

今回のこの条例の制定に当たっては、28検証に関する文書の廃棄問題から始まったと認識しております。また、きのうは私の一般質問の中で、全員協議会に示された資料については、文書での決裁はないけれども口頭での決裁があったとか、また、きょうの新聞報道を見れば、町幹部の会議のものが記録として残っていなかったとか、こういった問題がある中で、この条例の必要性というのは十分に私も認識はしておりますけれども、果たしてこの条例を上程するに当たって、役場内できちんとそのことが意思確認されているのかどうか、その認識をされているのかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 制定に向けての今までの取り組みでございます。まず、過日の全協でも説明した内容と重複する部分がございますら、御容赦のほう、よろしくお

願いたいと思います。

まず、昨年10月中旬に向けまして、制定に向けた取り組みの方法の検討等を進めてまいりました。その後、10月中旬から11月上旬にかけて、先進自治体、全国でもなかなか条例を制定しているという市町村が少ないということもございましたが、いろいろこちらで調べまして、先進の市または町または村に対しましてアンケート調査を実施いたしました。そのアンケートを踏まえまして、骨子案の作成に着手をいたしましたところでございます。

また、11月27日から28日にかけて、先進地視察といたしまして秋田県秋田市を訪問させていただき、また、条例の制定は設けてはございませんが、岩手県法務学事課さんのほうにも訪問させていただいたという状況でございます。

また、役場内の意思統一という部分でございますが、役場内には文書管理委員会というものがございます。管理職級が構成メンバーとなっております。その中で、文書管理委員会の中の部分で1回、2回という形で内容等を御説明申し上げ、修正等に加え、現在に至っているということで御理解いただければと思います。

また、先進地につきましては、昨年暮れになりますが、12月20日から21日にかけて神奈川県相模原市に伺いまして、いろいろ内容等をお聞きしてきたところでございます。

くどいようですが、役場内では文書管理委員会、またあわせて班長級、また班長級にとどまらず、全職員に向けての公文書関係の条例についての疑問点等々の部分を広く発信し、そういった内容でこういったところに疑問点があるとか、そういったものをまとめるという取り組みをして現在に至っているということで御理解いただければと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ役場内でこのことをしっかりと認識した上で、今後、なかったと、議事録がないというようなことのないように、ぜひしていただきたいなど。それから、文書が廃棄されることのないようにお願いしたいと思います。

そこで、次にもう一点お伺いします。第8条のところの保存期間が満了した公文書を廃棄するものとする、（町長の調整）とあります。このことについてお尋ねしますが、公文書というのは必要としてその保存をしているわけです。最近ではペーパーレス化ということで、電磁記録等でデジタル化して残すという方法もとられているようです。こ

の廃棄にかかわっては、せつかく公文書として必要として記録したものを、廃棄するときの当事に当たる町長の権限であったり、協議してその取り扱いを決めるんだらうと思いますけれども、紙で残すのは大変ですけれども、デジタル化してアーカイブなりになりして、きちんと半永久的に残せる仕組みをつくるのが大槌のきちんとした行政または議会の記録を後世に残すという部分では大事になるのではないかなと思うんですが、そういう部分は考えておられるのかどうか、伺います。

あと質問は3回しかできないので、もう一点お尋ねをします。先ほど、この公文書の管理に当たって委員会を設けているという答弁がありました。他の自治体の中には公文書館を設けて公文書館法に基づいてきちんと管理されていると聞いておりますが、そこには当然的に専門の職員を配置するというふうに公文書館法には書いてあります。ただ、地方自治体によっては置けない場合はこれを当分の間置かないことができるというふうにも定められてはおりますが、当町も公開請求があったときに速やかな公開ができる形をとるには専門職の必要性もあるのではないかなと思うんですが、この点についてどうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） まず、1点目の保存期間、永年保存含め、考えるべきではないかと。議員おっしゃるとおりだと思います。今、現時点でも文書取扱規程というもの、条例を制定して文書取扱規程を廃止するわけではございません。ですので、条例がございます。そこに基づいた今度は規定がございまして、その規定から今度は事務取扱の手引的なものを置き、またそれでも足りない、言葉は悪いですが、不測のいろんな事態が当然発生すると思っております。そういったときには、そういったQA方式のものもきちきちと要はためていって、最終的にまた手引の中にフィードバックしてきちんと取り扱っていきたいという考えを持っております。

ちょっと話がずれておりますが、そういった中で文書取扱規程の中でも永年保存というものも当然規定としてございます。その永年保存というものは条例、規則、当然そういったものの改廃に関するものとか、あとはずっといきましているいろいろあるんですが、全各号に掲げるほか、行政文書に類するもので永年保存を必要とするものというものも規定も当然ございます。そういったものもございますので、この辺がまだ抽象的でちょっとわかりづらいという点多々あるのかなと思っております。こういった区分も含め、今後、今後というところとあれですが、この部分も課題だというのは認識を

持っています。そういったところをどうやっていくかというのも含め、検討していきたいと考えているところでございます。

また、公文書館という話、当然おっしゃるとおりで、相模原に行ったときも、相模原で公文書館を設けてきちんと管理しているという情報も得ております。ただ、こう言うともまた語弊があるかもしれませんが、やはり職員というか、規模というか、やはりうちのほうでは職員の数からいうと大体将来的には130か120ぐらいの規模、片や何千人という規模と、そういったところもいろいろ考えたときに、どういった、公文書館まで設けて保存する必要があるのかも含め、私どもとしましてはきちんと永年保存にはどこの部分のどの場所にきちんと管理するとか、そういったものも事務方とすればきちんとその辺の課題もあるという認識は持っています。

今、現時点でも、一旦この4階に書庫という形では設けておりますが、その書庫も整理がままならなくなっている状況にあるというのも十分認識してございます。そういった点の課題等々は、走りながらではあるんですが、その辺の整理もきちんとしていかなければならないという認識は持っているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、今、答弁の中で出てきたその課題の部分を早期に解決されて、情報公開を求められたときには速やかに開示できるようにすることが大事かと思っておりますので、ぜひその点をやっていただきたい。

それから永年保存とするもの、それからこれはという判断、判断基準がすごく難しい、廃棄の判断基準がすごく難しいのかなというふうに私は考えるわけです。その廃棄の当事に当たる人たちがこれは必要なか必要でないのか、要は期限を迎えてね、そういった場合に安易に廃棄されるのではなくて、本来であれば紙で残せば膨大な量になってしまいますけれども、デジタル化することによって残すことができるのであれば、軽微なものであっても、永年保存とするかどうかは別にして、長きにわたって保存することが可能なわけですから、ぜひそういう取り組みを考えていただきたい。ぜひそれをお願いして、終わります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） きのうの一般質問でも結構時間を自分で割いたつもりで、いろんな提案を申し上げました。公の職についての方々については非常に関心がやはり高い問題だと思います。きのう、傍聴ではなくてテレビをごらんになっていた方からも電話が鳴

りましたけれども、文書管理、早急な感じがするし、時期尚早かなとも思うんですけれども、気概を持って決めたわけですから、それを的確に進めるために、きのう言ったように専門職だったりコーディネーターだったりアドバイザーだったりというものをきちんと検討してほしいと。

きのう一般質問のやりとりの中で、必要があれば検討していくという答弁があったので、これに期待するところなんですけど、皆さんを信用していないという意味じゃないですよ、きちんとしたものをつくり上げていくにはやっぱりエネルギーがかかる、時間がかかる、労力がかかるんですよ。それを足踏みしていたのでは逆に遠回りになってしまうような気がします。

私も文書取扱規程を自分でつくって、20本以上の規定、規則があります。それ、一字一句、自分で打ち込んだから言うんですけれども、やはりこういうものを整理整頓していくという一人一人の気概があつてかからだと思えますけれども、アドバイザーだったりコーディネーターだったりということをきちんと検討しながら進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） ありがとうございます。過日の一般質問の中でも、必要があればその辺は検討してまいりたいという回答は述べております。基本的に、やはりそのアドバイザーにも丸投げというわけには当然いけないと思っております。やはり事務方として、私どもがまずは、今も現時点でもいろんな課題があつたり、この辺の整理が必要だったり、また職員の方々にも議員おっしゃるとおり御負担をかけることになるんじゃないとか、いろいろございます。そこは重々わかっているつもりではあります。ただ、要はコーディネーターとか、そういった方に来てもらって丸投げをしてという考えではなく、今言ったとおり、議員も自分で一字一句打ったからこそ、文書とは何ぞやとか文書管理とは何ぞやというのがわかるということ、おっしゃったとおりでございます。私どもも総務課内で、その文書とは何ぞ、文書管理とは何ぞというのを総務課内で当然とどめることなく、役場職員全員が同じ理解に立って初めて成り立つ制度だと思っておりますので、その辺はすぐさまコーディネーターという前に、まずは私どもでやってみるといふ気概を持って取り組みたいと思っております。その中で不都合等々が生じた場合は、逃げの口上になってしまうかもしれませんが、その際にはやはり専門的な方の意見を聞くなりコーディネーターを雇うなりという方法に行くこともあり得るのかな

とは思っているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それこそ、言われる委託だとか丸投げを想定して言っているのではなくて、気概を持って進んでいったときに、今やっている事務事業が事務処理が本当に合っているのか、適正なのかということを要所でチェックしていかないと、最初は少し間違っていたんだけど2年たったらこんなに間違っているという話になってしまうと。それが遠回りなんですよ。それを心配するんです。なので、こういう公文書管理の専門職も全国の中には機関があると聞いていますし、そういうところのアドバイスをもらったり、本当に大槌町の公文書管理というのは適正に進んでいるのかというようなことをチェックする意味でやらないと、後手を踏んでしまうような気がするということでそれを申し上げたところです。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） ありがとうございます。御指摘のとおりの部分だというふうに私自身、認識いたしました。今後の中で、それこそ遠回りにならないようにという、本当に的確なアドバイスだと思っておりますので、その辺を踏まえつつ、どうしていくかという部分を踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いずれ、条例を制定するということは非常に重い事実でございますので、職員が一丸となって適正な文書管理、あと住民から請求があった場合にはきちんとした公開に耐え得るようにやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松則明君） 阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 条例化することによって、条例違反することも考えるわけですが、そういったときの罰則規定というか、その辺はどのようになっていますか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 公文書での罰則というのを前提に私、考えたくはないと思っております。基本的には、これを正しく理解していただくという努力は当然しなければならないと思っておりますので、罰則ありきでの条例という考えは持ちたくはないと思っております。ただ、今言ったとおり罰則という部分になれば、うちのほうで指針に照らせば法令等の違反という範疇に入り込んでくるのかなというふうには捉えている

ところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部義正君。

○12番（阿部義正君） この公文書管理条例を制定しているところでは、この罰則規定と
いうか、大体、地方公務員法29条を適用するような感じでおるようでございますが、当
町の場合でもそういう対応になるのか、その辺。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） うちのほうの指針も当然、地方公務員法に基づいた規定とい
いますか、指針になってございますので、その範疇になってくると思っております。た
だ、今申しましたとおり、少なくとも罰則ありきでこの条例を提案しているわけではな
いということだけは御理解いただきたいと思います。また、そうならないように、事務
方、総務課といたしまして全職員に研修等々も通じながら、公文書とはこういうこと
ですよとかというものを可能な限りわかりやすいような形で全職員の方々に周知でき
るような方法も今現時点でも検討している最中でございますので、そういった形で取り組
んでいければなと思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ちょっと似たような質問になるかもしれませんが、今回
の条例の制定で、文書の管理する対象の重きを書類に置くのか、これは書類も電子デー
タも両方公文書として保管するようなことになると思うんですけれども、その管理の仕
方として、文書に重きを置くのか、電子データに重きを置くのか、あるいは併用するの
か、その基本的な方針がもしあれば教えていただきたいと思います。これから検討する
のであればその旨でもよろしいんですが。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） ありがとうございます。おっしゃるとおりで、きのうの芳賀
潤議員の一般質問でお答えしましたが、いろいろ公文書といいましても紙媒体もあれば
電子データもございます。さまざまございます。基本的にはどちらも公文書に相当する
という考えを持って今整理しているところでございます。基本的に条例からは見えない
部分、当然でございます。その部分は運用という形の運用案を持って、紙媒体での取り扱
いの場合、またパソコン関係の部分のパソコン端末の関係、また電子メール等の取り扱
い、あとは役場内で使っているグループセッションというものもございます。そうい
ったもの等々も含め、ある程度その中でこの部分が公文書に当たるんですよと、こうい

た部分は当たりませんよとか、その辺の線引きをきちんと職員に明確にしないと、今度は本末転倒、職員が結局何が公文書で何が公文書でないのかがわからなくなってしまう事態は避けたいということで、今、運用案の中でその辺の整理を図っているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ちょっとこの質問をさせていただいたのは、先般も同僚議員からもお話があったんですけども、結構この文書管理というのは業務負担になるんですよ。例えばこういった書類も、紙で保管しようとする、あつという間に場所、スペースを塞いでしまうので、今どき、例えばこのぐらいのデータであればほとんど電子データ化されたものを印刷されただけだと思うんですね。であれば、電子データ化のほうに重きを置いて、そうすると後々、業務効率化という話もありましたけれども、検索もしやすくなるし、後々の期限を決めて、例えば5年保存、10年保存、永年保管とか、いろんな区分をつけると思うんですけども、そういった検索もしやすくなるという意味から、紙主体よりも電子データ主体にしたほうが職員にとっても後々効率的な仕事ができるんじゃないかなという思いがして、こういった質問をさせていただいています。その辺のことも検討されたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 経過措置も設けております。これは31年4月1日からこの条例の施行になります。過去の書類がこのとおりに流されております。23年度以降、復興関係で来た部分で書類、交付金等の関係とかいろいろございます。そういった経過措置の中では、やはり紙媒体で基本は持つていく必要があるのかなと思っております。ただ、今後におきましても、紙媒体は必要ないというのはなかなか事務方とすればやはり両方で併用するべきなのではないかなというふうに現時点では考えているところでございます。

また、先ほど言いました、皆さん書類を持って、各自、自分自身の書類として持つもの、ただ、公文書というものになるのは基本的にはその担当課なりで決裁をとったり、そういったものでやった原本があくまでも公文書になるわけで、その写しをもって、ほかの職員が持っているからそれを公文書ということでは決してないと。その辺の運用等々も整理をして取り扱いをしていくということで、今、一生懸命この運用案を整理、精査しているという状況だということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） どうしても紙でなければ保存できないもありますので、それはそれでよしとして、できればこれから仕事をされる職員の業務負担を軽くする、今よりもむしろ軽くなるかもしれないですね、運用の仕方によっては。そういった視点でこの条例の適用をしていただきたいということで、終わります。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私は1点だけ。この保管場所ですか、例えば段ボールに入れるんだか何か、そこらはわかりませんが、保管するところに鍵をかけるのか、その鍵を総務部長がまず持って、総務課長が部長から借りていくのか、そこらはどうなっていますか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） なかなかその辺の保管場所の鍵の施錠の関係等というところまで、済みません、行き着いていないのが現状でございます。まず、永年保存する場所をどこにまず置くべきかというのもまだ議論で結果まで至っていないということで御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第4号大槌町公文書管理条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第5号 おおつち地場産業活性化センター設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第5号おおつち地場産業活性化センター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 議案第5号おおつち地場産業活性化センター設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

本条例は、町内3カ所に整備するおおつち地場産業活性化センターの設置及び管理に

関し、必要な事項を定めようとするものです。

次のページをお開き願います。

第1条では、条例制定の趣旨を規定しております。

第2条では、活性化センターの設置の目的について規定しております。

第3条では、施設の名称及び位置を規定しております。

第4条から第6条までは、使用許可や取り消し等について規定しております。

第7条から第9条までは、使用料について規定しております。なお、使用料の額は別表に掲げております。

第10条では損害賠償等について、第11条では原状回復義務について、第12条では故意の禁止事項を規定しております。

第13条から第15条では、指定管理者に管理させる場合の業務内容及び利用料金等の取り扱いについて規定しております。

第16条では、委任について規定しております。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この地場産業活性化センターの設置についての委員になって、かれこれ数回の会議を経ました。そして、その中で一番最終的に感じたのは、その3カ所の設置によって試験的な操業をして、それがやがては地場産業の育成につながるということであるわけですが、一番大変なのはその地域地域の特性があります。例えば利用料金の減免については町長が定めるとありますけれども、例えば古い水槽を使っている桃畑等とか、ああいうのも部長さんにも相談しましたが、新しい事業を起こすためには、廃棄同然に設置してあったものですから、それから料金をこのような料金で発生させると年間の支払う金額が莫大な金額になると。こうなるとは新しい事業を起こす人も大変になると思います。この辺はぜひ当局のほうで検討しながら、新しい事業を起こされる方に協力、もしくはまた新しい事業を起こす人が手広くできるような方向に持っていければなと思いますけれども、その辺について一言。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

金崎議員のおっしゃるとおりでございます。新しく産業を起こす取っかかりとして

今回の3つの施設を使って技術を習得していただく、そしてそれを産業に結びつけていただくというのが今回の施設の目的でございます。それを使っていただく上で、やはり使うのにかかる諸費用の部分に関しましては、確かに今のこの料金の設定に関しましては維持管理の部分、その施設を今後補修等も含めた管理の費用の設定ということで今回上げさせていただいてございますが、実際使う際にはこれらの施設を使う上で町としてもバックアップする意味での補助制度でありますとか、あとは減免の制度というのを設定して、使いやすいような状況にしていきたいなと考えております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） この条例の制定については文句ございませんが、1点確認させていただきます。この施設はいつから運用といいますか、何ていうんですか、稼ぐというの、それを1点確認。稼働というのかな。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

安渡地区のA棟及び桃畑地区のC棟に関しては、目下、今、整備を進めているところであります。なお、このハードの部分の竣工につきましては、今年度中の予定となっております。また、赤浜地区実証棟のB棟につきましては、土地の引き渡し等が若干予定よりもおくれたこともございまして、予定としては今年7月末に竣工する予定となっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） いろいろ内容を読みますと、農林水産物の養殖栽培実証施設を活用して、新規種目や生産の拡大、あとは淡水魚の調査とか種苗生産、海水魚の養殖とか種苗生産と、何か抽象的な言葉だけ並んでいるんですが、例えばこれも7月ごろにまず全部できるわけじゃないんですけども、稼働するまでにある程度農家の人たちとか水産の人たちとか、こういうものをやりたいとか、そういう打ち合わせというか、そういうのをやってからいろんな実験とかするという予定になっているんですか。そこら、お願いします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

この3施設を整備する際、昨年の段階で町内の事業者さん、あるいは農業従事者、あとは漁業従事者の方からアンケートを抽出して意向を捉えているところでございます。

今後の使い方につきましては、この施設をどのように使っていくかというのもある程度多様にわたっているところではございましたので、活用例としては、現状としては使う方がどういったものを生産していくかというところに重きを置いてございますので、抽象的な表記になってございます。

今後につきましては、この施設をどのように使えるかという具体例を示していきながら、使ってみたい方の意向をピックアップしていきたいなと思ってございますし、それらの運用に当たっては技術的な知識を持っている方とのタイアップ等のお手伝いもしていきたいなと考えてございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） ぜひお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この施設について、加工室とか、そういう部分の金額設定はございますけれども、例えば附帯器具、冷凍、冷蔵、それから酸素、いろんな機器があるわけなんですけれども、その辺についてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

主にB棟、C棟の水耕栽培及び魚類棟の養殖実証に関しましては、恐らく物によっては酸素が必要になってくると思います。それらの供給施設の設備に関しては当方で準備いたしますが、実際ポンプ等必要な部分、消耗品等に関しては利用していただく方の負担というふうに考えてございます。また、A棟の加工室にそれぞれ、例えば缶詰の製造やレトルト、あるいは練り製品用の機械と個々にございますが、これらの部分の個々に使用する部分に関しましては、以下の要綱、要領のほうで細かく設定をしていきたいなと考えてございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号おおつち地場産業活性化センター設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第3 議案第6号 大槌町子供の学び基本条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第6号大槌町子供の学び基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 議案第6号大槌町子供の学び基本条例の制定について説明いたします。

これは、大槌町教育大綱のうち、不易と考えられる要諦について条例化しようとするものです。

次ページをお開きください。本条例は全9条からなっております。

それでは、前文と第1条を読みます。

我々大槌町民は、幾多の災害や困難に屈することなく、たゆまぬ努力によって築いてきた豊かな自然と歴史ある町を継承し、さらに成熟させていくとともに、日本国と国際社会の発展に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の志を尊び、当事者意識を持って課題に臨み、共感と協働によって解決を図る態度を併せ持つ、豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成を期するとともに、郷土固有の伝統と災禍による教訓を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに我々は、教育基本法及び大槌町民憲章にのっとり、大槌町の未来を切り拓く子供の教育の基本を確立し、その振興を図るため、この条例を制定する。

第1条、条例の目的。この条例は、教育基本法及び大槌町民憲章にのっとり、大槌町の子供に対する教育の目標、教育行政の運営における指針等を示すことを目的とする。

第2条は定義、第3条は大槌町における教育の目標、第4条は教育行政等の運営における指針、第5条は学校等の責務、第6条は保護者の役割、第7条は地域住民の役割、第8条は防災学習、第9条は規則への委任。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この提案理由をまず見ていると、我々がふだん使わない不易と

いう言葉やら要諦という言葉が出ております。すごい強い決意を感じております。全体としては本当にいいことなので私も賛成しますが、ただ、1カ所、どうしても気にかかる部分があるので、その部分を確認したいと思うんですが、今、成年は民法で年齢20歳という規定があります。3年後の22年4月1日からは、成年が18歳という法律になるわけでございます。これはそういうことを想定した中で、練って練ってこういう文章にしたと思うんです。この不易という言葉はいつまでも変わらないということの意味ですよ。ということは、目的とか定義というのは本当にこの条例の根幹の部分になると思うんです。ですので、「子供 十八歳以下の者をいう。」というところにひっかかります。ということは、今段階では確かに二十が一つのラインになっていますが、3年後には18歳がもう法律上成年と子供の切れ目になるわけですよ。そこら辺をどのように考えた中でこの条例をこしらえたのかなというところをお尋ねしたいわけです。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 目指す姿、ゴール像、これを高校3年の卒業と見ております。幼保、こども園、小中高校、零歳から18歳までの一貫した教育ということで、高校3年生の18歳をゴール像ということにして考えたものであります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに大綱の中の柱の中でも、ゼロ歳から18歳を見通した一貫した教育の推進ということが掲げられておりますので、その趣旨は十分わかるんです。ただ、法律が18歳を一つのラインとしているとき、条例というのは皆さんに言うまでもないんですが、法律の範囲内の中におさまらなければ、これはやっぱりうまくないと思うんです。それがまず条例をつくる時の本当の基礎になる部分ですよ。だから、このままいったら、確かに思い入れはわかるんですが、確かに話し言葉の中でも18歳、二十を過ぎた人間に対しても子供扱いのような、話し言葉ではふだん我々もやっているわけですが、いざ条例となれば、法律の中になければいけないのではないかなと、すごく私、変なこだわりの中で今言っています。法律に挑戦するような文言ですよ。そこら辺、だから3年後に例えば世の中が18歳の捉え方をどういうふうに表現するのかということもまず考えながら、まずはその部分も含めた中で、もう少し3年後は恐らく18歳の成年の法律になったときはこの部分もちょっと考えなければいけませんよという追加の説明がなければ、我々は3年後に法律違反するような条例に採決しなければいけないという、大げさに言えばそういう話になるわけですから、そこら辺のことを少し追加で説

明してもらいたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 定義の子供は18歳以下です。その成人の規定ではございません。この条例については。その子供の解釈を18歳まで。ですから、18歳過ぎても高校に在学しているわけで、あるいは前にも話したように、過年度卒で1年おくれて入ってくる子も19歳で高校3年生に在学しているわけで、その高校までの学びをきちんと保障してあげるといことでの18歳ということ、法律でいう18歳をそのままこの18に当てはめているというのではないということ、御理解いただければ。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 教育長の説明も十分わかるんです。ただ、この思い入れとかそういうのというのは誰が見たって、この中でお話ししているのはわかります。ただ、これを例えば世の中に出たら、大槌では18歳を子供という話になるわけですよ。今少ししたら、公的なキャッチコピーでもポスターでもおかしくなればもう世の中が騒ぎ出して引っ込めるような状況の中で、果たして本当にそういう考え方がストレートに、まず町内では通ると思うんですが、ちょっといまいち法律との関係はどうなるのかなど。私、法律の専門家じゃないからわからないんですけども、どんなもんですか、行政の皆さん。

○議長（小松則明君） 18歳未満なんですけど、18歳も……

○9番（東梅康悦君） 18歳以上が成人ということになるんじゃないですか。確かに高校在学は18歳過ぎてから卒業します。ちょっと19歳で卒業する方もいるかもしれません。だから、教育委員会というのはすごく頭脳のいい方々がいるわけだから、そこをうまく表現の仕方でもって条例化に進んだほうがよかったんじゃないかなと私は思うんですが、どうですか。私の言っていることは少し屈折しているかもしれませんが、法律の関係を見ればどうなんですかね。ちょっとおかしいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 18歳を基準として上か下か、その部分に関して。町長。

○町長（平野公三君） 民法上は18が成人になりますが、例外もございまして、飲酒、たばこは二十という形で分けてありますので……（「それはわかっています」の声あり）
そうですね。今回のことは成人ということでありまして、私たちが今やろうとしているのは、今の制度の中でゼロ歳から18歳という形で、18歳まで、高校ということになりますので、まずここは子供と位置づけて考えていきたいとは思いますが。とにかく成人が民法が変わって18歳になることは十分承知をしておりますけれども、やはりそれ

はそれとして、高校在学の部分を18と捉えて行います。条例ですので、これからのさまざまなこと、議員御指摘のとおり、これからの動きの中で私たちは今の現状で子供の学びというのを保障しようという強い意志でありますので、ほかにない、震災を経験した町として子供の学びをしっかりと見直しをかけたという構えでありますので、議員御指摘のとおり、不易という部分はありますけれども、これは大綱の中で子供たちを大事にしようという思いですので、条例がこれでかたくなに受け入れないということではなくて、時々思いの中でしっかりと見直しをかけた修正をしたり、そういうことはしていくということで御理解いただきたいと思います。（「見直しをかけるんですね、じゃあ」の声あり）

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今、法律の問題もありましたが、この基本条例に関しては大変すばらしいものであるというふうに私は認識をしております。ただ、このことを町全体で知らしめるというか、わかってもらうという点で大変かなと思っておりました。特に地域住民の役割というところがあります。震災前であれば学区ごとに教育振興運動というのが展開され、大槌町が目指す教育というところをやっていたわけですが、震災後、教育運動そのものがどういう位置づけになって今現在行われているのか、この辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 教育振興運動、教振につきましては生涯学習とも大きくかわるものですが、これも引き続き進めていきたいと思っております。ただ、どうしてもこういった町の情勢がありますので中断しているところではあります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、この条例の中身を広く町民の方に理解していただく意味でも、この教育振興運動というのは大切なものではないかなというところから質問させていただきました。今、震災があって学区も変わり、学校が再編されたことによって、地域の中には学校がなくなって、この教育振興運動が学校がなくなったからないんだなと思っている方もいらっしゃると思います。ぜひ、このことを広く町民の中で共有する意味でも、ぜひこの教育振興運動の取り組みをもう一度、どういう展開になるかはこれから協議されることだと思いますけれども、ぜひやっていただきたいなと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 幼稚な質問になるかも知れませんが、教えていただきたいと思います。

障害者という概念で言葉をやるときに、漢字を使ったり平仮名、法に照らし合わせたときは漢字ですよ。これも耳で聞いていれば全部「コドモ」なのですが、漢字の「供」と平仮名の「ども」、この使い分けについて1点確認をさせてください。

あと、先ほど18歳の議論ですけれども、大人というのは都合がいいときには、高校生になったら大人だべとしゃべったり、解釈の違いによって非常に大人というのは都合がいいんですよ。だけれども、きっとそれは保障するというので、私もこれには強い気概を感じるのでぜひ頑張ってほしいと思います。

まずその子供の件と、もう一つ。済みません、私、今見ているのは全協で渡された資料の不易なものと考えられる事項の説明の中の「コドモ」という表現が平仮名なんです。その使い分けについて1点確認。

もう一点が、結局、幼稚園は文科省の管轄で教育委員会と、ところが保育所、こども園はまた内閣府だったり厚労省だったりすると。でも、抱えている親は結局、幼稚園児であれば教育委員会に行くんだか、この条例の関係でいけば福祉分野と教育畑がどうなのか。今この条例を制定する段階で、民生と教育委員会がきちんとタッグを組んで取り扱っているのかどうか。以前の一般質問で申し上げましたが、次の組織改編のときには結局ゼロ歳からせめて中学校を終わる、義務教育学校を終わるぐらいまでを統一の課にしたほうがいいんじゃないかと、私の思いがあるんですよ。それら含めて、何か答弁があればお伺いします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 今の2点の1点目につきましてですけれども、「コドモ」の「ドモ」の表記は漢字で統一ということで、今回の条例のほうは全て漢字で打っております。

2点目ですけれども、おっしゃるとおり、学務課と福祉分野ときちんとタッグを組んでやっていかなければならないと思っております。早速、大槌町ではスタートプログラムということで、福祉課と学務課とあと学校の先生方、保育園、幼稚園、こども園の園長先生方と一緒に、このようなプログラムをつくっております。作り始めました。これは園を卒業する1月、2月、3月のところから小学校に入学する4月、5月、6月をスムーズに進めるためにはどうしたらいいかということで、生活する力やかかわる力、

学ぶ力、それぞれ考えて一緒にやっているものです。今後もこういった活動がふえてくるものと考えておりますが、窓口につきましては学務課、それから福祉課のほうの班長同士が中心になって進めていくというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀議員、1番目の表記の仕方の答えは、答弁はいいですか、さっきの答弁で。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） じゃあ、せっかく議長がそうおっしゃるので、条例的には「コドモ」の「ドモ」は漢字ですよ。でも、対外的に説明するときに平仮名に変わるという……。違うくて、こういう資料を出すときに、この説明は平仮名なんですよ。だから、そこにあえて意味を持たせたのか、優しく見えるけどね、平仮名のほうが。という確認だったんですよ。そんなに他意はないです。

今、学務課長がおっしゃいましたけれども、組織的にですよ、町長部局のほうで組織的に、親が子供のことで相談に行ったときに、幼稚園の子は教育委員会に行って、保育園の子は民生のほうに行ってとって、何でそういうふうにこだわるかという、私のこれは別なこだわりなんです、窓口の対応が違うと答えが違うんですよ。あっちに行ったらこう言われたと。同じ問題をこっちの担当に行ったらこう言われたと。同じ子供なのという話になるのではないかなということで、いずれの組織改編のときにはやっぱりゼロ歳から15歳だったら15歳、まあ高校生は大人、さっきの解釈ですけども、何か統一したものをきちんと持っていないとたらい回しになるような、言葉は悪いですけども、そのようなことになっては本末転倒になってしまうのではないかなということで、ちょっと確認というか、将来的にどうなっていくのかなという意味で質問していますけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回の子供の学びの基本条例の中で、ゼロ歳から18歳という形で御提案をさせていただいております。先ほど議員が言われたとおり、窓口が2つあるという状況はございますので、やはり窓口一元というのは必要ではないかなと思いますので、今のところ場所的には下と、今この庁舎と、また中央公民館という形で分かれておりますけれども、組織的にちっちゃくなる中で、場所もいろいろと考えていかななくてはならないということもございますので、究極的にはここすぐというわけではございませんけれども、保護者の方々のことを考えますと、一元的に子供の育てる部分、相談も含めて、手続も含めて、一元的な取り組みは必要だろうと思いますので、これについ

てはしっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひよろしく申し上げます。やっぱりこれも法にのっとっている
ので、教育畑と福祉畑で法律が違うので、全部が一緒くたになるかというのはこれはち
よっとわかりませんが、ただ、窓口業務だったり相談だったり対応だったりとい
うのに混乱を強いてはだめなので、ぜひ近い将来的に全部こっちへ来るんでしょうから、
そこら辺のところでも検討していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私、この条例についてもっと調べたいし、勉強したい部分があり
ます。大したいい文言なんかもあります。全部が全部反対というわけではないですが、
討論に立つ前にちょっとこれが制定には早いんじゃないかなという思いでちょっとお尋
ねします。

教育基本法とか大槌町民憲章等にのっとりとありますけれども、こういう法がある中
にまた大槌町の条例を制定するその意義というのをお尋ねしたいのと、それから私自身
は教育というふうには物は押しつけでなく、子供たちがみずから学びたい、そういうふう
に頑張るのを支える、そしていろんな資料を提供する、子供自身がそういう方向に行く
ようにという、そういう思いでおりますので、条例にするとちょっと狭められる、子供
の自由がちょっと抑えられるんじゃないかと、そういう危惧する部分もありますので、
その辺もうちょっと検討、自分も勉強したいなという部分がありますので、その辺ちよ
っとお尋ねします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） この条例につきましては、何かを縛るというものではない、
理念条例、根本条例になっております。どういう子供の学びを目指すのか、どういう子
供を育てたいのか、これが保育園さんだったり小学校だったり中学校だったり高校がば
らばらであっては子供の育ちがいい形にはならないなと思っております。また、特定の
誰かが子供の育ちに責任を負うものではなくて、全員で協働して町を挙げて子供を育て
ていくということが必要だと思っております。また、この条例は防災に関することを特
出ししております。これも大槌ならではの、震災の経験したことを風化させてはなら
ないというのは、一番教育であろうと思っております。

また、最後の質問の子供ということですが、この条例には第4条の（2）にも

子供が参画できる機会を設けることと、あえて子供が主体的に教育に参画するんだというのをうたっております。この条例をつくるに当たって、園の方々とか、いろいろ高校も行ってきましたけれども、やはり目指すものが見えるということは大変ありがたいという言葉をいただいております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかります、そういうのは。ただ、条例にすると、それからいろんな協力を求める姿勢というのはまた別問題だと私は考えますので、強制的というか、条例にしてこういうことをするというのにちょっと疑問を感じているわけなんです。もうちょっと私自身も勉強したいし、これを提案されてすぐきょう採決というのはちょっと私自身なかなか整理がつかないのということで、討論を省かせて、今御質問しておりますわけでございます。

○議長（小松則明君） 私に対する質問でしょうか。（「違う、違う」の声あり）質問の内容、当局はわかりますか。（「もう一回、ちょっと」の声あり）もう一度、阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） もう一度説明します。

条例にする目的という部分でここに書いてありますけれども、この辺がちょっと理解できないということなんです。条例でなくても、こういう教育は自由に開かれて、そして子供たちが自由に学習する、そしてそういう資料を提供する、そういう方向性であって、条例という、そういう形にというふうに思うわけなんですけれども、そうじゃなくても、条例にわざわざしなくても、そういう教育行政、防災、いろんな広く防災はさまざまありますので、当町の津波だけでなく、地球、自然、そういう災害に対応するという、そういういろんな方向もありますので、条例で決まるとちょっと広げないような気がしたので、その辺どうかということなんです。

○議長（小松則明君） 教育長、その前に、阿部俊作議員に議長のほうから言いますけれども、本議会において議会運営委員会を経てこの議会は開かれております。ということで、このものについてを根本からなくすというものについては、それはちょっと受け付けられないということになりますので、その部分は議会運営委員会で述べることだと思っておりますので、それを御配慮願います。その部分で教育長、何かありましたら。教育長。

○教育長（伊藤正治君） 議員の懸念される所も十分理解できます。子供たちのやる、

今議会でも一般質問の中でもありましたけれども、自己実現を図る。きちんと子供が自分から生きていける、そういう自己実現であるとか自己肯定感であるとか、そういったものをきちんとみんなで育てていこうというのが最大の趣旨です。

そういった中で、実際7月の中旬から町長にこの条例のことをお話しし、教育委員会であるとか各課の説明であるとかということで、都合20回ほどの提案であるとか説明、あるいは県教委にも行って、いいよと、差し支えないですということであるとか、さまざま検討の機会をいただいて説明してきたところですけども、不十分といえばそうかなというのがあります。

決して縛ることではなくて、今やっている一貫教育であれコミュニティ・スクールであれ、あるいは災害の伝承活動であれ、きっと風化していくだろう。まだ8年たっていないのに風化が始まっている。風化が始まっているんだろう。そのまま放っておいたらもう火を見るより明らかで、例えばコミュニティ・スクールも一貫教育も手間暇がかかる。人はやすきにつきやすいです。私もそうです。楽なほう、楽なほうに行きます。そういったときに、やはり自分の心の、町民一人一人が心の中にこの理念をきちんと持って、心の中で教育をいつも考えていきたい。防災教育にしても、津波だけではなくて、自然災害に関するということでさまざまな災害に対する防災学習をしていこうと。私はやっぱり風化を防ぐには教育が一番であろうと。高校までの12年間を通して、津波のことであれ、洪水のことであれ、そういったことをきちんと語り継いでいく場をつくらなければ絶対風化するだろうと。石の記念碑が10基あっても100基あっても、その前を素通りしてきたわけです、私たちは。防災教育は過去に学んで未来に備えるとはいいいながらも、本当に私たちは学んできたか、学ぼうとしてきたかというところを一番危惧します。ということで、防災教育をしていく中ではユニセフの憲章ではないですけども、一人一人の心の中に防潮堤を築き、避難の仕方をきちんとやっていく、そこがやはり一番大事なんだろうと。それを防災学習ということで取り上げて、ここに第8条に明記したところでございます。

ぜひ御理解をいただいて、みんなでこの条例に基づいた子育てを推進していただければ大変ありがたいです。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員、いいですか。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 議長、ありがとうございます。議長の御指名でございますので。

○議長（小松則明君） さっきのはカウントいたしませんので。

○8番（阿部俊作君） 了解しました。そういうことをお聞きしたい。そういうことの中において、昔から伝えようとしてきたものがある、それも含めてきちんと保存と伝える。私が言ってきたことを今答弁いただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第6号大槌町子供の学び基本条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時05分

○

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第4 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらん願います。

第4条関係の別表第2、級別職務分類表のうち、4級、5級、6級、7級の標準的な職務欄の規定をそれぞれ改正後の規定とするものであります。

附則として、施行期日を規定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第7号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第8号 大槌町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第8号大槌町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第8号大槌町情報公開条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらん願います。

第2条、定義のうちの第1号、公文書の規定を改正するものであります。

第5条、「公開請求権者等」の見出しを「公開請求権者」にするとともに、条文規定を「何人も」に改正するものであります。

第6条、公開の請求方法に、新たに形式上の不備の補正を求めることができる旨の第2項の規定を追加するものであります。

第7条、公開の決定等のうちの第1項の改正及び新たに第8条、開示決定等の期限の特例を追加するものであります。これに伴い、以降の条は繰り下げとなります。

第14条、「検索資料の作成」の見出しを「公文書目録等の作成」に改正するとともに、大槌町公文書管理条例との整合性を図っております。

附則として、施行期日を規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 勉強不足かもしれませんが、単純な部分をお聞きします。第7条のところにある、受理した日のところが翌日から起算して14日以内となっております。この14日以内というのは他の自治体と比べても同じものなのか、この14日とした部分は何なのか。なぜかという、本来であれば公開請求を受けたらできるだけ速やかに応じ

てあげられる形がとればいいのかと思うところからです。

それから、次に大量に開示請求があった場合、この44日以内としてある部分です。それから、これについて全部は一回には出せないけれども、残りの部分、これに関してはいいとして、この44というのは、その大量とするという部分、その大量の量をどこまでを大量とするのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 基本的に、今言った第7条、第8条もなんですが、基本的にこれは国の法律並びに各市町村のほうで既に規定されている規定でございました。大槌町がここが立ちおくれていたという部分で、新たに国に倣う、または他の市町村同様に規定をし直したということで御理解をいただきたいと思います。

44日にした根拠という部分はなかなか説明、私もしにくいところがございますが、国に倣った、準拠した形、あとは他の市町村に準拠した形で取り扱いをしているということで御理解をいただければというところでございます。

大量という部分の判断基準という部分も、これも他の市町村も一応確認もするんですが、なかなかこれはという一線を引いてという部分はなかなか難しいところは正直ございます。基本的に、情報公開は議員おっしゃるとおり速やかにというか、基本的な対応というのはそのとおりだとは思いますが、ただ、中にはやはり手続というか、資料をまとめる上でどうしても支障が出るということについての部分では、当然その請求権者の方に事情等を説明して、一方的にこちらだけで判断するのではなく、請求権者の方にその事情を説明して当然進めていくということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第8号大槌町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第9号 大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部

を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第9号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第9号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらん願います。

議案第8号大槌町情報公開条例の一部を改正する条例についての改正に伴いまして、第2条、所掌事務の規定中、情報公開条例第12条第1項を改正後、第13条第1項に改正するものであります。

附則として、施行期日を規定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第9号大槌町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第10号 大槌町部局設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第10号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第10号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をごらん願います。

大槌町部局設置条例の一部を改正する条例（平成30年大槌町条例第33号）について改

正するものであります。

第2条、分掌事務の第8号、保健福祉課、アの規定の括弧書き中に「を除く」を新たに追記するものであります。

附則として、施行期日を規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今までと、それからこの「を除く」が入った場合の違いについて説明をお願いしたいんですが。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 基本的に、改正前の部分でございます。保健福祉課の所掌事務の中のアの部分、社会福祉（長寿課の主管に属するもの。）という規定でございました。これを新たに改正後、社会福祉（長寿課の主管に属するものを除く。）という、長寿課にかかわる、社会福祉といっても範疇が広うございますが、長寿課の主管に属するものは除いた部分が保健福祉課の所掌事務に当たりますよという内容でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今までの長寿課はどのようになるのかなという質問でございます。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 説明が舌足らずで申しわけございませんでした。長寿課は組織としても長寿課としてこれは存在いたします。31年度も長寿課として、存在するという言い方はあれですが、課として設置してございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第10号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第11号 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第11号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 新旧対照表をお開き願います。

第14条第1項は、災害援護資金の利率を保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き年1.5%とするものであります。

これは災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金の据置期間経過後の利率について、延滞の場合を除き年3%以内で条例で定める率とされたことから、既に貸し付けを行っている東日本大震災に係る災害援護資金との貸付条件の平等性を考慮し、東日本大震災に係る特例措置と同様の取り扱いとするものであります。

第2項は、保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は違約金を包含するものとするものであります。

第15条第1項は、災害援護資金の償還方法に月賦償還を加えるものであります。

附則第2項は、東日本大震災に係る災害援護資金の利率の特例措置に関する規定を削除するものであります。これは、第14条第1項において、災害援護資金の利率を東日本大震災に係る特例措置と同様の取り扱いとすることにより、附則に当該特例措置に係る読みかえ規定を置くことを要しないこととなるため、削除するものであります。

その他、第15条第3項及び附則第3項は、法令改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

新旧対照表の2ページ目、本改正条例の附則をごらん願います。

第1項は、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置を定めるものであり、この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行日以降に生じた災害に係る災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によることとするものであります。

ただし書きにおいて、東日本大震災に係る災害援護資金の貸し付けにあってはこの限りではないとしておりますのは、条例改正前の取り扱いとの整合を図るため、本経過措

置を適用しないこととするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第11号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第12号 大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第12号大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、10ページの新旧対照表をお開きください。

別表第3条、第13条関係の町民住宅の名称に記載されてある金沢町民住宅を削除し、所在地についても同様に削除するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第12号大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第13号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

て

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第13号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

この条例は、道路法第39条の規定に基づき定められておりますが、今回の一部改正は、別表で定める占用物件の占用料の改正であります。

国では、平成27年に行われた固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路法の改正を平成29年4月1日に施行しており、これを受けて、岩手県では平成30年4月1日に岩手県占用料徴収条例を改正しております。これに準拠させるため、当町の道路占用料を別表のとおり改正するものです。

さらに、現行の占用料の額の計算方法において、占用物件の占用面積や長さについて、1平方メートルまたは1平方メートル未満の端数を引き上げることとしているところを、より精緻に占用料の額を算出するため、0.01平方メートルまたは0.01平方メートル未満を切り捨てて計算することとし、占用面積等の計算方法を精緻化するものです。

なお、この条例は平成31年4月1日からの施行を予定しています。

改正後は、平均で23円の減額、最大で100円の減額となります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第13号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第14号 大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第14号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準

及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

- 水道事業所長（田中寛之君） 議案第14号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

本条例改正は、水道法施行規則第9条において規定されている布設工事監督者の資格要件が技術士法の改正により、技術士第2次試験の選択科目を見直すこととされ、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され削除されることに伴い、改正するものであります。

新旧対照表をごらん願います。

第3条8号において、改正前の下線部「又は水道環境」を削除する。

附則としまして、施行期日と経過措置を規定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第14号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第15号 工事請負契約の締結について

- 議長（小松則明君） 日程第12、議案第15号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

- 民生部長（才川拓美君） 議案第15号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。
契約の目的は、大槌町リサイクルセンター建設工事。

2の契約の相手方。岩手県釜石市只越町3-1-21、株式会社システムハウスアールアンドシー、岩手営業所所長、西塚勝弘であります。

変更内容は、契約金額を変更前4億8,492万円を変更後4億9,866万3,000円とするものであります。

資料をお開き願います。

仮契約締結年月日は、平成31年2月22日であります。

別紙参考資料をお開き願います。

変更理由は、敷地内道路確保による樹木の伐採の追加による事業費の増。地下構造躯体に係る防水及び安全確保のための矢板等の追加による事業費の増であります。

契約金額の増減額は1,374万3,000円であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ちょっと説明をお願いします。地下構造躯体ということで、どのようなものがつくられるのか、説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） お答えいたします。

この地下構造躯体の部分ですけれども、中のほうの機械設備のほうであるんですけれども、プラスチックとか缶なんかを一時投入するときに、地盤よりも低いところに投入いたします。そこを掘ったときに、地下のほうから水が浮き上がってきましたので、そこに合わせて矢板等をやって防水工事をしたということになります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第15号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第16号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第1期工事。

2、契約の相手方。前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、五十嵐勝美です。

今回、変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額362億7,605万100円を12億3,430万4,490円増額して、375億1,035万4,590円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。仮契約は平成31年2月15日に行っております。

次に、参考資料をごらんください。変更理由は、詳細設計成果等を反映した請負額の変更を実施するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第16号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第17号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第17号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第2期工事。

2、契約の相手方。前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、五十嵐勝美です。

今回、変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額12億4,089万9,480円を3,084万9,120円増額して、12億7,174万8,600円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。仮契約は平成31年2月15日に行っております。

次に、参考資料をごらんください。変更理由は、詳細設計成果等を反映した請負額の変更を実施するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第17号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第18号 財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第18号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第18号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて御説明いたします。

1、譲渡の目的は、三陸鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に供するため、線路に当たる財産について無償譲渡しようとするものでございます。

2、譲渡する財産は、別紙資産明細のとおりでございます。

3、譲渡の相手方の名称は、三陸鉄道株式会社でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第18号財産の無償譲渡に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第19号 財産の無償貸付に関し議決を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第16、議案第19号財産の無償貸付に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第19号財産の無償貸付に関し議決を求めることについて、御説明いたします。

1、貸付の目的は、三陸鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に供するため、停車場や踏切等の施設と線路用地について無償で貸し付けようとするものでございます。

2、貸し付ける財産は、別紙明細のとおりでございます。

3、貸付の相手方の名称は、三陸鉄道株式会社でございます。

4、貸付期間は、平成31年3月23日から平成32年3月31日までとし、特段の事情がない場合、1年間更新することとし、その後もまた同様とするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第19号財産の無償貸付に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第20号 大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第17、議案第20号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第20号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行わせております大槌町多目的集会所の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく大ケロ地区四部落会連絡協議会で、所在地は大槌町大ケロ一丁目5番5号、会長は柿野拓久でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、（1）から（5）までの前回同様の内容となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第20号大槌町多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第21号 小鉾地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第18、議案第21号小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第21号小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行わせております小鎚地区多目的集会所の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく小鎚三燐会で、所在地は大槌町小鎚第6地割17番地、会長は藤原テエ子でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、（1）から（5）まで前回同様の内容になっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第21号小鎚地区多目的集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第22号 桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第19、議案第22号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第22号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行わせております桜木町保健福祉会館の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく桜木町自治会で、所在地は大槌町桜木町14番9号、会長は横山秀雄でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、（1）から（5）まで前回同様の内容になっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第22号桜木町保健福祉会館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第20 議案第23号 大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第20、議案第23号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第23号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行わせております大槌町蕨打直地区集会所の指定管理期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく蕨打直地区振興会で、所在地は大槌町小槌第15地割94番地、会長は小林敬二でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、(1)から(5)まで前回同様になっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第23号大槌町蕨打直地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時54分

○

再 開

午後 1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第21 議案第24号 上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第21、議案第24号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第24号上町ふれあいセンターの管理を行

う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行わせております上町ふれあいセンターの指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく大槌町上町第一自治会で、所在地は大槌町上町2番16号、会長は小林一成でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、(1)から(5)まで前回同様の内容になってございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第24号上町ふれあいセンターの管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第22 議案第25号 しみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第22、議案第25号しみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第25号しみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行っておりますしみよ稲穂館の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日ま

での5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく前段地域振興会で、所在地は大槌町大槌第3地割132番地、会長は小松 巧でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、(1)から(5)まで前回同様の内容になっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第25号かみよ稲穂館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第23 議案第26号 長井清流館の管理を行う指定管理者の指定について

○議長(小松則明君) 日程第23、議案第26号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(鎌田精造君) それでは、議案第26号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行わせております長井清流館の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく長井地域交流推進委員会で、所在地は大槌町金澤第34地割45番地、会長は佐々木幸夫でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、(1)から(5)まで前回同様

の内容になっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第26号長井清流館の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第24 議案第27号 大槌町沢山地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第24、議案第27号大槌町沢山地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） それでは、議案第27号大槌町沢山地区集会所の管理を行う指定管理者の指定について御説明いたします。

資料の2枚目をお開きください。

本議案につきましては、現在、施設の管理を行わせております大槌町沢山地区集会所の指定期間がこの3月31日で満了を迎えることから、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の指定管理にかかわる指定管理者について、議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、前回同様に変更はございませんが、管理を指定する団体についても同じく沢山町内会で、所在地は大槌町大槌第23地割97番地6、会長は三浦文雄でございます。

また、指定管理者が行う業務の範囲につきましても、（1）から（5）まで前回同様の内容になっております。

なお、沢山地区集会所につきましては、今回が初めての更新となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第27号大槌町沢山地区集会所の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第25 議案第28号 字の区域を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第25、議案第28号字の区域を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、変更調書をお開きください。

安渡一丁目到大槌第26地割字幸ノ神63番29、同じく63番30を編入するものです。

安渡二丁目到大槌第27地割字大安渡40番4、同じく40番7、大槌第28地割字道ノ下13番25の一部、安渡三丁目1番1の一部等、合計18筆を編入するものです。

編入する区域のそれぞれの地目、地積は一筆調書を御参照願います。

字界変更箇所位置図並びに字界変更明細図5枚を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第28号字の区域を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第26 議案第29号 釜石大槌地区行政事務組合の規約の変更について

○議長（小松則明君） 日程第26、議案第29号釜石大槌地区行政事務組合の規約の変更に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第29号釜石大槌地区行政事務組合の規約の変更について御説明いたします。

新旧対照表をごらん願います。

第2条及び第4条は、文言等の整理であります。

第5条、議会の組織及び議員の選任方法の規定を定数12人から10人とし、釜石市6人、大槌町6人から釜石市5人、大槌町5人とするものであります。

第6条、第8条は文言等の整理であります。

第12条、補助職員の規定から「管理者が任免する」を削除するものであります。

第15条、経費の分担、第2号の規定から「、業務部長」を削除するものであります。

めくっていただきまして裏面ですが、附則の規定中、「規則」とあるものを「規約」に改正するものであります。

なお、附則としまして施行期日等を規定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第29号釜石大槌地区行政事務組合の規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第27 議案第30号 町道の路線認定及び廃止について

○議長（小松則明君） 日程第27、議案第30号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 別紙をお開きください。

認定する路線、大町19号線、大町20号線、大ケ口15号街路線、浪板6号線の4路線で

す。

廃止する路線、大町8号線、大町9号線、大町3号線、大町18号線、安渡小学校2号線、安渡大の沢線の6路線です。

認定路線図3枚と路線廃止図5枚を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第30号町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第28 議案第31号 第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

○議長（小松則明君） 日程第28、議案第31号第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第31号第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画の策定について御説明いたします。

お手元の資料に基づき、かいつまんで御説明いたします。第9次大槌町総合計画の冊子の2ページをごらん願います。

まず、計画策定の趣旨でございますが、本計画は大槌町東日本大震災津波復興計画の後継となるもので、町民憲章を踏まえ、町民と行政との協働により、持続可能なまちづくりに向けて着実に進んでいくための総合的な指針となるものでございます。

次に、3ページの計画の構成と期間についてですが、総合計画全体は10年間の基本構想、5年間の基本計画、3年間の実施計画の3つで構成されます。なお、本議案は基本構想及び基本計画について議決を求めるものでございます。

次に、4ページから21ページにかけては、大槌町の概要や各種統計データ等を記載しております。

24ページをお開き願います。本計画におけるまちづくりの基本理念として、「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」を掲げております。

次に、25、26ページでは、町民アンケートの結果や町の将来像について記載しております。

27ページから33ページにかけては、まちづくりの基本方針として6つの方針について記載しております。

34ページは、町民と行政との協働によるまちづくりについて掲げており、ここまですが基本構想となります。

次に、38、39ページをお開きください。こちらが基本計画の全体像でございまして、6つの章で25の施策、78の主な取り組みを示しております。

以降、40ページから85ページまでは、基本計画の25の施策ごとにその内容を記載しております。

88ページ以降は、資料編として計画の策定経緯や町民アンケートの詳細などについて掲載しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第31号第9次大槌町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第29 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第29、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部

を変更することについて、御説明申し上げます。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

今回変更する項目につきましては、徳並辺地に係る計画のうち町道小鏈線の整備費が積算の見直しや資材高騰などの影響により当初の計画より増額となる見通しであることから、計画の事業費等を変更するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第32号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第30 議案第33号 大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第30、議案第33号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第33号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて御説明いたします。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

今回変更する項目につきましては、吉里吉里学園に冷房設備を設置するため、7、教育の振興の事業計画に吉里吉里学園冷房設備整備事業を追加するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第33号大槌町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第31 議案第34号 平成30年度大槌町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第31、議案第34号平成30年度大槌町一般会計補正予算(第6号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第34号平成30年度大槌町一般会計補正予算(第6号)を定めることについて御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款町税 1 項町民税、補正額680万7000円は、法人町民税等の今年度の実績見込みであります。

2 項固定資産税、補正額3,240万1,000円は、今年度実績見込みであります。

4 項町たばこ税、補正額1,926万9,000円の減は、復興事業従事者等の減少等の影響により、売り払い本数が減少したことによる今年度実績見込みであります。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額15億2,933万3,000円の減は、普通交付税は調整額の交付により343万1,000円の増ではありましたが、今年度の復興事業の実績見込みによる震災復興特別交付税の大幅な減による影響でございます。

11 款分担金及び負担金 2 項負担金、補正額2,007万8,000円の減は、水道事業会計負担金の減であります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額859万1,000円の減は、児童手当等の今年度実績見込みであります。

2 項国庫補助金、補正額7,238万5,000円の減は、社会資本整備総合交付金等の今年度実績見込みであります。

14 款県支出金 1 項県負担金、補正額2,561万8,000円の減は、国土調査事業負担金等の

今年度実績見込みであります。

2 項県補助金、補正額1,043万2,000円の減は、被災者生活支援事業補助金等の今年度実績見込みであります。

15款財産収入 2 項財産売却収入、補正額 4 億円の減は、防集団地の今年度売り払い実績見込みであります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額3,252万6,000円は、ふるさと納税等の今年度実績見込みであります。

17款繰入金 1 項特別会計繰入金、補正額13億3,311万円の減は、復興整備事業の実績見込みに伴う特別会計繰入金等であります。

2 項基金繰入金、補正額30億618万1,000円の減は、復興事業等の実績見込みに伴う基金繰入金であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額14億3,285万1,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額8,468万6,000円の減は、仮設商店街解体撤去の今年度実績に伴う仮施設有効活用等事業補助金等であります。

2 ページをお開きください。

20款町債 1 項町債、補正額 1 億310万円の減は、今年度の事業費見込みに伴う生産物 6 次化加工施設整備事業債等であります。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額 7 億850万3,000円は、前年度繰越金及び今年度のふるさと納税の実績見込みに伴うふるさとづくり基金積立金等であります。

7 項地方創生費、補正額7,856万2,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う生産物 6 次化加工施設整備工事等であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額927万4,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計繰出金等の減であります。

2 項児童福祉費、補正額3,120万3,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う保育補助者雇い上げ強化事業補助金等の減であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額4,961万円は、今年度の復興整備事業の事業費精査に伴う水道事業会計負担金等であります。

2 項清掃費、補正額757万7,000円の減は、今年度の事業費精査に伴うリサイクルセン

ター既存施設解体に係る設計業務委託料等の減であります。

5 款労働費 1 項労働諸費、補正額190万円の減は、今年度の実績見込みに伴う企業立地奨励条例雇用奨励金であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額2,036万2,000円の減は、今年度の国土調査事業の事業費精査に伴う事業費の減であります。

2 項林業費、補正額4,808万9,000円は、農林業系廃棄物処理加速化業務委託料等であります。

3 項水産業費、補正額81万1,000円は、今年度の実績見込みに伴う漁業集落排水処理事業特別会計繰出金であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額72万7,000円は、任期つき職員の採用に係る人件費であります。

2 項道路橋梁費、補正額 1 億1,138万4,000円の減は、今年度の道路整備事業等の事業費精査に伴う工事費等の減であります。

4 項都市計画費、補正額1,322万4,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う下水道事業特別会計繰出金であります。

5 項住宅費、補正額495万2,000円の減は、今年度の実績見込みに伴うがけ地近接等危険住宅移転事業補助金であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額241万円の減は、今年度の事業費精査に伴う防災行政無線屋外拡声子局撤去工事等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額1,487万9,000円は、教育振興基金積立金等であります。

2 項小学校費、補正額670万円の減は、子供の学習支援によるコミュニティー復興支援事業の今年度の実績見込みに伴う事業費の減となっております。

4 項義務教育学校費、補正額1,931万8,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う通学バス運行委託料等であります。

4 ページをお開きください。

5 項社会教育費、補正額140万円の減は、今年度の実績見込みに伴う埋蔵文化財調査委託料等であります。

6 項保健体育費、補正額160万円の減は、今年度の学校給食の実績見込みに伴う賄い材料費であります。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費、補正額4,002万円は、国、県の復興事業により施工時期を調整していた沢山頭首工の農業施設災害復旧工事であります。

15款復興費 1項復興総務費、補正額 5億6,064万円の減は、今年度の復興事業の事業費精査に伴う下水道事業特別会計繰出金等であります。

2項復興推進費、補正額34億7,818万1,000円の減は、今年度の復興整備事業の事業費精査に伴う復興整備事業第1期工事等であります。

4項復興農林水産業費、補正額 2億708万8,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う水産業共同利用施設復興整備事業補助金等であります。

6項復興土木費、補正額 3億5,510万7,000円の減は、復興事業により実施する町道整備に伴う移転補償金等の今年度実績見込みとなっております。

7項復興都市計画費、補正額2,866万6,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う都市再生区画整理事業の事業費等であります。

8項復興用地建築費、補正額 7億237万9,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う防集事業及び災害公営住宅建物購入費等であります。

9項復興防災費、補正額 1億5,566万6,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う赤浜地区復興まちづくり支援施設整備工事であります。

11項復興社会教育費、補正額2,902万円の減は、今年度の事業費精査に伴う埋蔵文化財発掘調査委託料等であります。

12項復興支援費、補正額 1億4,422万4,000円の減は、今年度の事業費精査に伴う仮設店舗解体工事及びサポート拠点解体撤去工事等であります。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。追加。

款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。なお、款及び項が同一の場合は、款名及び項名の読み上げを省略させていただきます。

2款総務費 1項総務管理費、地域インターネット基盤施設整備事業1,480万円。鎮魂の森整備事業999万1,000円。減債基金積立金10万8,000円。普通財産修繕・改修工事648万円。

7項地方創生費、地方創生事業5,600万円。

3款民生費 1項社会福祉費、災害援護資金貸付管理システム導入事業149万6,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費、斎場整備事業 2億1,466万円。

6 款農林水産業費 2 項林業費、農林業系廃棄物処理加速化事業 2 億8,854万8,000円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、古廟跨道橋転落防止柵設置事業312万2,000円。社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）橋梁長寿命化分1,050万円。社会資本整備総合交付金事業（復興枠）2 億8,100万円。社会資本整備総合交付金事業（通常）1,700万円。

6 ページをお開きください。町道新設事業1,891万円。

9 款消防費 1 項消防費、非常備消防施設事業6,950万円。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業4,002万円。

3 項文教施設災害復旧費、社会教育施設災害復旧事業160万5,000円。

15 款復興費 1 項復興総務費、下水道事業特別会計繰出金225万円。漁業集落排水処理事業特別会計繰出金255万円。

2 項復興推進費、市街地復興事業4,200万円。

3 項復興政策費、震災記録誌編集事業666万円。

4 項復興農林水産業費、水産業共同利用施設復興整備事業5,500万円。

6 項復興土木費、がけ地近接等危険住宅移転事業1,438万2,000円。

7 項復興都市計画費、安渡地区津波復興拠点整備事業4,352万6,000円。防災集団移転促進事業1,150万円。土地利用計画策定促進事業 1 億208万7,000円。復興環境整備事業1,350万円。

7 ページをお願いします。

8 項復興用地建築費、災害公営住宅整備事業700万円。防災集団移転促進事業1,644万4,000円。

9 項復興防災費、赤浜地区復興まちづくり支援施設整備事業500万9,000円。

12 項復興支援費、被災事業者支援事業478万6,000円。地区別慰霊施設整備事業300万円。

8 ページをお開きください。

変更。

款、項、事業名及び補正前金額、補正後金額の順に読み上げをいたします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、小鍬道路改良事業、1 億2,985万3,000円、8,190万1,000円。

15 款復興費 2 項復興推進費、郷土財活用湧水エリア整備事業、2,860万円、5,580万円。運動施設整備事業 1 億880万円、1 億4,170万円。

6 項復興土木費、町道交付金事業、7,679万2,000円、7,466万6,000円。

9 ページをお願いします。

第3表地方債補正。変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げをいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と同様のため省略させていただきます。

地方創生推進交付金事業、400万円、150万円。

一般会計出資事業、580万円、710万円、

生産物6次化加工施設整備事業、1億7,000万円、9,920万円。

道路橋梁整備事業、2億4,750万円、1億9,650万円。

吉里吉里学園冷房設備整備事業、1,290万円、3,280万円。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

6 ページ全般。

7 ページ上段。

8 ページに移ります。変更。進行いたします。

9 ページ、第3表地方債補正、変更。進行いたします。

12ページをお開きください。2、歳入。

1 款町税 1 項町民税。進行いたします。

2 項固定資産税。進行いたします。

3 項町たばこ税。進行いたします。

9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

11 款分担金及び負担金 2 項負担金。

13 ページに入ります。13 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。進行いたします。

14 ページに入ります。14 款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

2 項県補助金。進行いたします。

15 ページに入ります。15 款財産収入 2 項財産売却収入。進行いたします。

16 款寄附金 1 項寄附金。進行いたします。

17款繰入金 1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。進行いたします。

16ページに入ります。18款繰越金 1項繰越金。進行いたします。

19款諸収入 4項雑入。進行いたします。

20款町債 1項町債。進行いたします。

18ページをお開きください。歳出に入ります。

2款総務費 1項総務管理費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ふるさとづくり基金のところで伺います。ふるさと納税寄附金積立金。先ほど3,000万円の増額があって、基金に積むんですよという意味ですよ、これね。そういう意味ですよ。ちょっとお知らせください。このふるさと納税の積立金がこの3,000万を入れてどの程度になるのかということと、あと積み立てして、目標額があるのか、使途、目的みたいなものがあったらお知らせください。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） まず、今年度の実績でございますが、今年度は2月末で1億4,230万ほど、昨年と比較いたしますと2,000万ほどアップしております。使途でございますが、使途は現在のところ、来年からは子供の保育料等が減免というか、国の施策でなりますが、今のところは第2子の保育料無料化とか、そういった単独事業に充当させていただいております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） この前、こども園の勉強会のために、保護者の皆さんに第2子は大槌は無料だと。ほかの市町村は違うわけですよ。この無料の財源というのはふるさと納税というところから出ているんですよという話を保育園の園長さんがしたと。そしたら、保護者の皆さんはびっくりするわけですよ。そうやって、結局、ふるさと納税があって、大槌町は第2子無料ですけども、ほかでそういうことをやっていないし、非常にいいことだと思うけれども、何ていうんだろう、ありがたみといたら変な話なんです、上から目線的になるかもわからないけれども、そういう制度があって第2子が無料なんですよということを何かこう、それだけじゃないと思うんですが、町民の皆さんにも告知、PRするみたいな機会というのがあったほうがいいように思うし、毎月の広報の中で、決算の中で入れるのか予算の中で入れるのか、ちょっとわかりませんが、そういうことで過去にしてきたことというのはありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 町内に対するPRに関しましては、今まで不十分だったというふうにも認識しております。どちらかというと外向きの、寄附金をもらうためのPRは充実させてきましたが、内部にどのようにそのもらった寄附金が活用されているかということは不十分でございました。今後につきましては、庁内にも言っているんですが、庁内にも予算編成のときに通知しているんですが、やはりいかにいただいた寄附金を住民の皆さんの事業にどのように活用して、そしてどのようにPRしていくかということも含めまして、今後きちんとそちらにつきましては充実させていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 年に1回でもリーフレット1枚物でもいいんですよ。例えば1億数千万いただいていると。もちろん返礼品のものもあるし、全国の中には返礼品が高騰でとめられるよという自治体も出てきている。でも、大槌はそれだけ全国の皆さんに納税していただいて、第2子が無料になったり、ほかにも事業があったりということはやっぱり町民の皆さんにもわかってほしいし、そうやって町民の皆さんがわかれば、また自分たちが今度口コミで、例えば東京にいる親戚に何か言うんだとか、どうせ買うんだったら大槌から買ってくれだとか、そういう告知になればもっともつとこが膨らむんじゃないかなと思うと、その質問をしました。いずれ、住民にも知らせるような企画をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

19ページに入ります。2項児童福祉費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。20ページ上段まで。進行いたします。

2項清掃費。進行いたします。

5款労働費1項労働諸費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

21ページ、上段、2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

2項道路橋梁費。進行いたします。

22ページ、上段まで。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。

23ページに入ります。2項小学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

6項保健体育費。進行いたします。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費。進行いたします。

24ページ上段まで。進行いたします。

15款復興費1項復興総務費。進行いたします。

2項復興推進費。進行いたします。

4項復興農林水産業費。進行いたします。

6項復興土木費。進行いたします。

26ページに入ります。7項復興都市計画費。進行いたします。

8項復興用地建築費。進行いたします。

27ページ。9項復興防災費。進行いたします。

11項復興社会教育費。進行いたします。

28ページに入ります。12項復興支援費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第34号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第32 議案第35号 平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第32、議案第35号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算の主なものは、医療費一部負担金免除措置の延長等に伴う保険給付費の増額など、決算見込みによる補正であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

順に、款項及び補正額を読み上げ、その内容を説明いたします。

1款1項国民健康保険税、補正額602万円の増は、決算見込みによる増額であります。

5款県支出金2項県補助金、補正額8,719万5,000万円の減は、決算見込みによる財政調整交付金の減額であります。

8款繰入金1項他会計繰入金、補正額917万7,000円の減は、保険基盤安定負担金繰入金及び保険財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う減額であります。

9款1項繰越金、補正額1億4,336万円の増は、前年度繰越金であります。

10款諸収入1項延滞金加算金及び過料、補正額220万円の増は、決算見込みによる国税延滞金の増額であります。

2ページをお開き願います。歳出。

1款総務費1項総務管理費、補正額26万5,000万円の増は、岩手県国民健康保険団体連合会事務手数料の確定に伴う増額であります。

2款保険給付費1項療養諸費、補正額4,961万9,000円の増は、医療費一部負担金免除措置の延長に伴う療養給付費の増額であります。

同じく2項高額療養費、補正額532万4,000円の増は、決算見込みによる増額であります。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分、補正額1,108万7,000円の増、同じく2項後期高齢者支援金等分、補正額650万円の減、同じく3項介護納付金分、補正額458万7,000円の減は、いずれも決算見込みによるものであります。

以上、平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,520万8,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を19億7,699万5,000円とする補正であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。

歳入。一括します。5ページ、6ページ。進行いたします。

歳出。一括いたします。7ページ、8ページ。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第35号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時02分

○

再 開

午後2時15分

○副議長（芳賀 潤君） 再開いたします。

議長をかわります。

○

日程第33 議案第36号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○副議長（芳賀 潤君） 日程第33、議案第36号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

1款分担金及び負担金1項負担金、補正額633万3,000円の増は、下水道受益者負担金の確定によるものです。

3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額250万円の減は、社会資本整備総合交付金の

減によるものです。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額 1 億6,883万8,000円の減は、一般会計繰入金です。

2 項基金繰入金、補正額 7 億7,806万6,000円の減は、復興交付金事業の見込み額精査による東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額によるものです。

8 款 1 項町債、補正額 1 億1,230万円の減は、下水道事業債で事業費の精査による減額でございます。

2 ページ目をお開きください。歳出です。

1 款 1 項下水道管理費、補正額1,290万8,000円の減は、地方公営企業法適用化業務委託料、浄化センター維持管理業務委託料の減によるものです。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、補正額500万円の減は、枉内地区雨水排水路整備工事の減額によるものです。

6 款復興費 1 項下水道整備費、補正額10億3,742万3,000円の減は、一般会計において一体的面整備で行う下水道事業の減額に伴う一般会計繰出金の減額です。

3 ページ目をお願いします。

第 2 表繰越明許費です。追加です。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費。事業名、施設費（汚水）7,570万円。

6 款復興費 1 項下水道整備費。事業名、下水道事業（復興交付金）1,500万円。

4 ページ目をお開きください。

第 3 表地方債補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業。補正前の限度額 5 億1,760万円を、補正後は 1 億1,230万円減額して、限度額 4 億530万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億5,537万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,136万8,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

3 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費、追加。進行します。

4 ページ、第 3 表地方債補正、変更。進行します。

7 ページ、歳入、一括します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 全般としてお尋ねをします。

復興が見える形になって、下水道事業のほうもおおよそめどがついたのかなと感じているところです。

そこで、以前にもお話ししましたが、処理場に一番近い花輪田地区がまだまだ未整備の状況であるということで、地元の方たちからも自分たちのところはいつごろになるんだろうねという話がありました。今後の見通しとして、どういうスケジュールでもって進めていくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 花輪田地区の下水道の今後の見通しということですが、12月の議会のときの一般質問でも御答弁さしあげましたとおり、今現在としては復興整備事業のほうを優先しておりまして、その結果というわけではないんですが、浄化槽設置の補助のほうで今現在は対応させていただいているといった状況になっております。

今現在、まだ事業の認可としてこちらのほうをまだ認めていただいているわけではない地区となっております。浄化槽の補助のほうで賄っていて、そちらのほうの整備に期待を寄せているところなんです。今後の見通しとしては、流末のほう、浄化センターですけれども、そちらのほうに近い地区ということにはなっているんですが、そこに持っていくための流末のほうの小鍬川の右岸側の堤体を掘削したりとかという行為ができない状態になっていますので、その流末のほうのルートをいかにして確保するのかということ、今、内部のほうで検討している最中です。

そういったことが見えてから認可の変更とか、そういった手続等を含めて今後検討していきたいと考えているんですけれども、ルートのほうについてなかなか難しいところがあって、マストさんの中を通ったりとかすることもなかなか難しいと思っていますので、そういったところを考えているところです。

よって、いましばらくの間は浄化槽補助のほうに頼らざるを得ない状況になっているというふうに考えております。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この震災でもって花輪田地区、それから生井沢地区のほうには新しく住宅再建された方たちは新たに浄化槽を整備した形でやっているわけですが、震災以前から住まわれていた方たちの中にはいまだにくみ取りという形のものも使われてい

る現状もあるわけです。

そういった中で、以前やっぱり質問したときには、白沢地区のほうに行っているものを町道を延伸してきて、後ろから大きく迂回してという答弁もいただいたように私は記憶しております。復興事業のほうが先になっている事情はわかるんですが、先ほど言ったように、おおよそ見えてきた中で町全体を見回して計画性を持った上で進めてほしいなというところがあるわけです。特に要望が出されているところに関しては、それなりの対応をきちんとしてほしいなという思いから質問したわけです。ぜひその辺を精査した上で、早目の時期の選定をしていただければと思いますので、何か答弁があればお願いいたします。

○副議長（芳賀 潤君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 全体の白沢のほうから回すという計画のお話ですけども、震災前の町方の区画整理のほうの震災前の幹線ルートが使えるようであれば流量的にはのめるのかなというふうに検討していたんですけども、盛り土かさ上げを行った関係もありまして、管路を新しく引き直したんですね。その結果、口径が少し小さくなってまして、白沢のほうから回すということが事実上難しいと、流量計算上難しいということになっています。

よって、あくまでも小鍬川の右岸側のほうのルートから持っていくほかないんですけども、そちらのほうにつきましては計画的に今後検討していきたいと思っておりますが、それまでの間、新しく新築された方については当然浄化槽のほうで整備をされているわけなんですけど、それ以外の方々、もともと住まわれている方々につきましても浄化槽のほうの整備を一層進めてまいりたいと、それまでの間はですね、そういうふうに考えているところであります。

○副議長（芳賀 潤君） 進行します。

8ページ、歳出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結します。

これより、議案第36号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第34 議案第37号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第3号）を定めることについて

○副議長（芳賀 潤君） 日程第34、議案第37号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業
特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

2款使用料及び手数料1項使用料、補正額78万5,000円の減は、下水道使用料収納見
込み額の減額によるものです。

5款基金繰入金、補正額2億2,050万8,000円の減は、復興交付金事業の見込み額精査
による東日本大震災復興交付金基金繰入金の減額によるものです。

8款1項町債、補正額2,330万円の減は、漁業集落排水事業債で事業費の精査による
減額であります。

2ページ目をお開きください。歳出です。

1款1項下水道管理費、補正額122万4,000円の減は、地方公営企業法適用化業務委託
料の減です。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額2億9,401万円の減は、主に一
般会計において一体的面整備で行う漁業集落排水処理施設整備事業減額に伴う一般会計
繰出金の減額です。

3ページ目をお願いします。第2表繰越明許費です。追加です。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費。事業名、漁業集落防災機能強化事業
1,700万円。

4ページ目をお開きください。第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前の限度額1億2,670万円を、補正後は
2,330万円減額して、限度額1億340万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還
の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億9,523万4,000円減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,225万円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行します。

4ページ、第3表地方債補正、変更。進行します。

7ページをお開きください。歳入、一括します。進行します。

8ページをお開きください。歳出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第37号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第35 議案第38号 平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○副議長（芳賀 潤君） 日程第35、議案第38号平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入。

順に、款項及び補正額を読み上げ、その内容を説明いたします。

1款保険料1項介護保険料、補正額522万6,000円の増は、現年度分特別徴収保険料の増によるものであります。

3款国庫支出金1項国庫負担金、補正額480万9,000円の増は、現年度分介護給付費負担金の増によるものであります。

同じく2項国庫補助金、補正額473万9,000円の増は、現年度分調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金の増によるものであります。

4 款 1 項 支 払 基 金 交 付 金、 補 正 額 918 万 5, 000 円 の 増 は、 現 年 度 分 介 護 給 付 費 交 付 金 及 び 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

5 款 県 支 出 金 1 項 県 負 担 金、 補 正 額 553 万 3, 000 円 の 増 は、 現 年 度 分 介 護 給 付 費 負 担 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

同 じ く 3 項 県 補 助 金、 補 正 額 27 万 5, 000 円 の 増 は、 現 年 度 分 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

7 款 繰 入 金 1 項 一 般 会 計 繰 入 金、 補 正 額 425 万 3, 000 円 の 増 は、 介 護 給 付 費 繰 入 金 及 び 現 年 度 分 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

2 ページをお開き願います。歳出。

2 款 保 険 給 付 費 1 項 介 護 サ ー ビ ス 費 等 諸 費、 補 正 額 2, 900 万 円 の 増 は、 施 設 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費 負 担 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

同 じ く 2 項 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費、 補 正 額 69 万 円 の 増 は、 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 給 付 費 負 担 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

同 じ く 6 項 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費 213 万 円 の 増 は、 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費 負 担 金 及 び 特 定 入 所 者 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 負 担 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

4 款 地 域 支 援 事 業 費 1 項 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費、 補 正 額 220 万 円 の 増 は、 第 1 号 通 所 事 業 負 担 金 の 増 に よ る も の で あ り ま す。

以 上、 平 成 30 年 度 大 槌 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算（ 第 3 号 ） に つ き ま し て は、 既 定 の 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に、 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3, 402 万 円 を 追 加 し、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 14 億 9, 599 万 円 と す る 補 正 で あ り ま す。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。歳入、一括します。5 ページ、6 ページ。進行します。

7 ページ、歳出、一括します。8 ページまで。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第38号平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第36 議案第39号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)を定めることについて

○副議長（芳賀 潤君） 日程第36、議案第39号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算のうち歳入。

順に、款項及び補正額を読み上げ、その内容を説明いたします。

5款繰入金1項一般会計繰入金、補正額232万6,000円の減は、保険基盤安定負担金繰入金の確定に伴う減額であります。

2ページをお開き願います。歳出。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額232万6,000円の減は、保険基盤安定負担金の減額によるものであります。

以上、平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1億2,573万1,000円とする補正であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入、一括します。進行します。

6ページをお開きください。歳出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第39号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

○

日程第37 議案第40号 平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○副議長（芳賀 潤君） 日程第37、議案40号平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 補正予算1ページをごらん願います。

第1条、平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。また、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額118,478千円は、当年度消費税及び、地方消費税資本的収支調整額118,478千円で補てんするものとする。」に改める。

収入、第1款資本的収入、補正予定額1億6,262万4,000円の減。計16億2,869万9,000円。

第1項企業債、補正予定額5,260万円の減は、工事請負費の減額によるものであります。

第2項補助金、補正予定額9,868万円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

第4項負担金、補正予定額281万1,000円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

第5項工事負担金、補正予定額853万3,000円の減は、工事請負費等の減額によるものであります。

支出、第1款資本的支出、補正予定額1億4,744万円の減。計17億4,717万7,000円。

第1項建設改良費、補正予定額1億2,773万円の減は、排水設備改良費及び災害復旧費等の工事請負費の減額であります。

第4項繰出金、補正予定額1,971万円の減は、CMR等へ一括している復興事業における水道会計負担金の減額であります。

第3条、予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的、排水施設整備事業、限度額、補正前1億5,240万円、補正後9,820万円。公営企業災害復旧事業、限度額、補正前2億1,430万円、補正後2億1,590万円。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様ですので省略させていただきます。

第4条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「218,438千円」を「283,241千円」に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。2ページをお開きください。

第3条、予算第5条に定めた企業債について、次のとおり改める。進行します。

5ページをお開きください。平成30年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。一括します。

6ページ。進行します。

7ページをお開きください。平成30年度大槌町水道事業予定損益計算書。8ページまで、一括します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 水道事業の会計全般ということでお尋ねします。

この予定損益計算書を見ますと、営業利益で2億3,000万のマイナス、そしてまた営業外費用とか収益を合わせてマイナス2億1,200万という数字になっていると。そしてまた、この一番下のマイナス5億5,500万という数字があって、マイナスが続くとすごく、本当に大丈夫な経営をしているのかなという素人ながらの考えを持つんです。

一方では、済みません、進みますけれども、貸借対照表の中では、まず現金預金も3億何がしあると、未収金も7億7,000万あると。また、自己資本金も6億7,000万あるという、この場合は結構金額が大きいので、じゃあ体力的には結構あるのかなという感じも受けます。ただ、借金の残高が14億8,000万ほどあるということで、一体、震災後、かなりのものが傷んで、給水戸数等も減って、早い話、売り上げが減ったんですけれども、徐々に復活してきているという状況下にあると思うので、今の水道事業の経営状況ですか、まず短期的なところではどうなのか、そしてまた、長期的にはこのようなことをしなければいけないけど、まあ大丈夫なのかというところですね、この見通しを、本当であれば通告してちゃんと整理した中で答えてもらいたかったんですけれども、この場合は通告がないので、まずよろしく答弁のほどお願ひしたいと思います。

○副議長（芳賀 潤君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） まず、損益計算書で今年度はちょっとマイナスが出てい

るんですけれども、これは今まで災害復旧で工事しているんですけれども、津波によって流出してしまった管関係を減価償却ということで大きく減価償却しているということで費用がかかっているという形で損益計算書が今回計上されております。ですので、マイナスという形が一举に出てきたという形になります。

その次に、5ページのキャッシュ・フローというものですけれども、このキャッシュ・フローというのは実際の現金を今幾ら持っているかという指標になります。今年度末では3億1,800万になる予定ではございますが、今現在5億ちょっとぐらいの現金を有していると。ただし、それは今年度末に工事等が完了すれば、ほとんどが支払いに回るというようなものです。キャッシュ・フローはそういう形のものになります。

最後に、短期的なものと長期的なものということになりますけれども、短期的なものに関しましては、復興事業でたくさんのお金はかかっているんですが、実は復興事業において多くの派遣職員なり、あと業者がたくさん入ってきまして、思ったよりは料金収入という、水道料金の収入が思ったより入ってきているというところで、もっと当初は一举に水道事業の経営が悪化するんじゃないかなという危惧を持っていたんですけれども、今までもってきていたという状況でございます。

長期的に考えますと、今後、災害復旧が終わって復興が終わりますと、人口減少もありますし、業者等もほとんどいなくなるということで、料金収入がどんどんどんどん減ってくると。これはもう明らかなことになりますので、災害復旧によって施設数関係は相当統廃合して縮小はしているんですが、何せ料金収入が減ってくるというのはもう目に見えているということで、将来的には水道料金の値上げという形でお願いしていくことになるかと思っております。

○副議長（芳賀 潤君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 水道事業の民間委託ということがテレビ等でもまず取り上げられるこのごろであって、そしてまた、どこの自治体が水道料金が高いとか低いという、そういう一覧表も全国的なものが出て、当町においてはその数字から見ればそんなに高くない今の状況だとは思いますが、いずれにしろ、今、所長さんが言われるとおり、将来的にはまず給水人口も減るということで上げざるを得ないということですよ。ただ、やはり今言うとおりに、これは生活する上では水は大切なものであるから、節約しろというのはなかなか、風呂とか洗濯はできると思うんですが、ふだん体に入る部分ではできないと思うので、やはりそこら辺を考えて、水道料をアップするときは、まず事前に

周知をしながら段階的に、例えば100円のを一気に200円というのは結構衝撃が大きいわけですから、100円、110円という感じで、まずそういうふうに、上げるのであればそういうふうな軽減を図りながらの上げ方、私が言う前にもうそういうふうなことは考えていると思うんですが、そういうものを視野に入れながら今後まず経営してください。そしてまた、適時に我々も経営状況を聞きながら判断していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か、町長、管理者で一言あるのであれば。

○副議長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。しっかりと水道状況、経営状況をしっかりと適時に議会のほうに御説明申し上げるとともに、住民の方々にも今の現状を伝えていくような、そういうことも考えていかななくてはならないと思いますので、しっかりと状況をまとめて議会のほうには報告するような形でいきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（芳賀 潤君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、上水道の話が出ましたけれども、私はそっちでなく、以前に議会議員がみんな歩いて、水の通っていないところの方法を施策を講じていただいている。今、小鎚川、大槌川、そこから外れたところでも、補助金を利用して地下水のくみ上げがどのくらいの軒数があって、何軒やらなきやならないうちがあって、何軒水を上げて暮らしているか、また、どのくらいのパーセントになっているものか、その辺をお願ひします。

○副議長（芳賀 潤君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 数字ですね、資料をちょっと持ち合わせていないんですけども、おおむね100軒弱だったと思いますけれども、まだ未普及というところですけども、ただ、100軒がそのままみんながもう、今、井戸水で、または沢水で満足しているところもあるかと思ひますので、今後、本当に未普及の補助金を使いたいというのはそのうちの半分ぐらいではないかなとは思ひます。済みません、ちょっと数字がきょうは入っていませんので。

○副議長（芳賀 潤君） 補正予算の直接項目ではないので、ただいま手を挙げて質問を受け付けてしまったので、地下水くみ上げの補助金の普及というか、達成率みたいなものの質問でした。後で水道事業所長、金崎悟朗議員にその数字はちゃんと正確に報告し

ておいてください。

質問を続けますか。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） これだけ。今言っていたけれども、確かに補正予算のことだけ。

これは大事なことから、たかが水というけれども、今の食生活に欠かすことのできな
い水だからね。沢水で満足している人はいないんですよ。一人もね。だから、その認識
はちょっと誤っていると思うけれども、その辺を考えながら、なるべくなら早く周知し
てやるものは早くやれと。その辺までお願いします。それだけです。

○副議長（芳賀 潤君） 進行します。9ページ、平成30年度大槌町水道事業予定貸借対
照表。10ページ、11ページ。進行します。

12ページ、収入、一括します。進行します。

13ページ、支出、一括します。14ページまで。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第40号平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めること
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（芳賀 潤君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

○

日程第38 議案第41号 平成31年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第39 議案第42号 平成31年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定める
ことについて

日程第40 議案第43号 平成31年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めるこ
とについて

日程第41 議案第44号 平成31年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算
を定めることについて

日程第42 議案第45号 平成31年度大槌町介護保険特別会計予算を定めること
について

日程第43 議案第46号 平成31年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定め

ることについて

日程第44 議案第47号 平成31年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○副議長（芳賀 潤君） 日程第38、議案第41号平成31年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第44、議案第47号平成31年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまで、予算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算7件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（芳賀 潤君） 異議なしと認めます。よって、予算7件の審査については、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（芳賀 潤君） 異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会とすることと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職務をお願いいたします。本会議を休会いたします。

散 会 午後2時52分